

# 地方独立行政法人市立大津市民病院人事給与制度構築支援業務公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

本要領は、「地方独立行政法人市立大津市民病院人事給与制度構築支援業務」に係る委託の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名 地方独立行政法人市立大津市民病院人事給与制度構築支援業務
- (2) 業務内容 契約締結日から令和10年3月までの地方独立行政法人市立大津市民病院人事給与制度構築業務の支援を行うもの。  
詳細は「地方独立行政法人市立大津市民病院人事給与制度構築支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
- (4) 病院概要
  - 名称 地方独立行政法人市立大津市民病院
  - 所在地 滋賀県大津市本宮二丁目9番9号
  - 外来受付 8時30分～11時30分
  - 休診日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始  
(救急診療は24時間365日体制)
  - 診療科目 30診療科
  - 病床数 401床（一般病床393床、感染症病床8床）
  - 面会時間 平日：13時～19時、休日：10時～19時
  - 患者数 1日平均  
入院：289人（令和5年度）  
外来：700人（令和5年度）
  - 職員数 897人（令和6年8月1日現在）  
内訳 正規 658人、嘱託 146人、契約 93人

## 3. 予算額

委託料の上限は29,700,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

## 4. 実施形式

公募型プロポーザル方式による

## 5. スケジュール

- 令和6年 9月 6日（金）公募及び資料配付開始
- 令和6年 9月17日（火）質疑受付締切
- 令和6年 9月19日（木）質疑に対する回答（予定）
- 令和6年10月 4日（金）企画提案書等の提出締切
- 令和6年10月10日（木）プレゼンテーション審査
- 令和6年10月17日（木）審査結果通知

## 6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 当院の入札参加資格停止規程に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。
- (2) 本プロポーザルに係る契約を締結する能力を有していない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (5) 市町村税（本店所在地分及び大津市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (8) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

### ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c. 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d. 組合の理事

e. その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64

条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(9) 次のアからエまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号

。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

など、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(10) 過去5年以内に300床以上の急性期病院に対して人事給与制度構築支援業務実績を有する者であること。

## 7. 質疑・応答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下の手順に従い質問書を提出すること。質問への回答は、市立大津市民病院ホームページにおいて実施する。

なお、電話及び訪問による口頭での質問や、受付期間終了後に提出された質問は受け付けない。

(1) 受付期間 令和6年9月6日(金)から9月17日(火)午後5時まで

(2) 提出様式 実施要領等に関する質問書【様式5】

(3) 提出方法 質問書の郵送、持参、電子メール又はFAXによる提出

(電子メールの場合は、件名に「プロポーザル質問、送信年月日(西暦8桁)、会社名」を入力し、添付を1ファイルにまとめて送信すること。)  
※ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨伝えること。

※郵便の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

(4) 提出先 〒520-0804 大津市本宮二丁目9番9号

市立大津市民病院 事務局 施設契約課 契約係

(5) FAX番号 077-521-5414

(6) E-mail och1040@och.or.jp

(7) 回答日 令和6年9月19日(木) 予定

(8) HP以外 <https://och.or.jp>

## 8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び地方独立行政法人市立大津市民病院契約規程等の各規定を理解した上で、次の書類を提出するこ

と。

- |   |   |     |
|---|---|-----|
| ア | 参加申込書【様式1】  | 1部  |
| イ | 企画提案書（任意様式）   | 10部 |
| ウ | 申請者の概要【様式2】   | 10部 |
| エ | 委任状【様式3】  | 1部  |
| オ | 見積書（任意様式）   | 10部 |
| カ | 令和6年度大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類  |     |
| a | 直近年度の市町村税（本店所在地分及び大津市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの） | 1部  |
| b | 法人の場合にあっては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあっては身分証明書の写し                      | 1部  |
| c | 暴力団の排除に係る誓約書兼承諾書【様式4】   | 1部  |
| d | 役員名簿（指名、ふりがな、性別、生年月日が記載されているもの。）  | 1部  |
| キ | 過去5年以内に300床以上の急性期病院に対して人事給与制度構築支援業務実績を有する者であることが証明できるもの。（例）契約書の写し               | 10部 |

- (2) 提出期間及び時間 令和6年10月4日（金）午後5時15分まで  
午前8時30分から午後5時15分まで  
（土、日及び休日は除く。）

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

- (4) 提出先 〒520-0804 大津市本宮二丁目9番9号  
市立大津市民病院 事務局 施設契約課 契約係

## 9. 企画提案書作成方法

企画提案書の内容は以下の項目を基本事項とし、仕様書の内容を網羅すること。

(1) 業務実施体制とスケジュール

- 業務実施体制
- 病院と申請者との役割分担とスケジュール
- 担当者紹介（業務実績については、病院種類、病床数も記載すること）

- (2) 現状把握及び分析
  - ・給与分析方法
  - ・人員配置分析方法（診療報酬との関係分析も含む）
  - ・分析については、市場動向や政策的観点も盛り込んで行うこと
  - ・人員配置の基準策定方法
- (3) グランドデザイン設計
  - ・人事給与制度設計例の説明
- (4) 人事制度設計
  - ・能力や実績を評価し、反映できる人事制度設計について
  - ・評価結果の昇格や昇給への反映方法
- (5) 給与制度設計
  - ・本給与と諸手当のバランスについての考え方
  - ・賞与及び退職金制度について、様々な制度の提案を行うこと
  - ・給与制度と人事評価制度との関係性について提案を行うこと
- (6) 人事評価制度設計
  - ・人事評価制度設計について、複数の提案を行うこと
  - ・人物評価ではなく、実績や成果を評価できる制度の提案を行うこと
  - ・経営状況の処遇への反映方法について
- (7) 制度導入支援
  - ・ガイドライン例の説明
  - ・職員向け説明資料例の説明
- (8) 制度運用支援
  - ・諸問題発生時の対応方法
- (9) 費用について
  - ・内訳と積算内容
- (10) その他企画提案に必要な事項

## 10. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。また、応募者が多数の場合は、一次審査として書類審査を設けることがある。

### (1) 一次審査（応募者多数の場合）

- ア 審査方法 書類審査
- イ 審査日 未定
- ウ 審査基準 下記項目を基本に審査

#### ①申請者の概要

- ・申請者の経営基盤、業務実績
- ②企画内容
  - ・企画内容の創意工夫
  - ・分析方法
  - ・仕様書記載事項以外での特筆できる提案
- ③管理体制
  - ・業務遂行のための人員配置等、実施体制
- ④事業経費
  - ・見積額は企画、提案内容に見合っているか

## (2) 企画提案書の審査

- ア 審査方法 企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。
- イ 審査日 令和6年10月10日（木）予定（一次審査なしの場合）
- ウ 審査順 企画提案書等を提出された順に審査
- エ 発表時間 20分程度
- オ 質疑応答 20分程度
- カ 会場等 大津市本宮二丁目9番9号 市立大津市民病院本館9階会議室  
 ※詳細な時間は、企画提案書等を提出した者（一次審査を行った場合は、当該審査に合格した者）に対して別途通知する。
- キ 機材等 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ市立大津市民病院が準備したプロジェクターを利用することができる。
- 本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査を行う。

## 11. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書にて通知
- (2) 通知時期 令和6年10月17日（木）
- (3) 通知内容 審査結果

## 12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 当院が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1提案者につき1案とする。

### 13. 契約の締結

審査の結果、最優秀と評価された提案者と協議を行い、契約を締結する。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、第2位以下の次点提案者から順に繰り上げて協議を行う。

- ア 6. 参加資格 に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- イ 契約の交渉が成立しないとき、または最優秀提案者が辞退したとき。
- ウ 提出書類に虚偽の記載を行ったことが判明したとき。
- エ その他の理由により契約を締結することが不可能となったとき。

### 14. 情報公開及び提供

当院は企画提案者から提出された企画提案書等について、情報公開等の請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

### 15. その他

#### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を当院に請求することはできない。

#### (3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

#### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合※金額を事前公表する場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、当院が必要と認める場合には、当院は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16. 応募手続に関する問合せ先

地方独立行政法人市立大津市民病院 事務局 施設契約課 契約係

TEL：077-526-8517

FAX：077-521-5414

電子メール och1040@och.or.jp